

宗像市スポーツ振興審議会委員名簿

任期：H19. 8. 1～H21. 7. 31

区 分	氏 名	職 名
教育関係機関の代表	栗田 義典	宗像市立河東小学校長
知識経験を有する者	岡村 純	日赤九州国際看護大学教授
知識経験を有する者	鶴田 敦子	宗像医師会健康運動指導士
知識経験を有する者	吉田 益美	宗像市体育指導委員委員長
スポーツ関係団体の代表	大和 洋子	宗像市社会福祉協議会
スポーツ関係団体の代表	森田 ゆかり	宗像市体育協会
スポーツ関係団体の代表	石松 幸子	宗像市レクリエーション協会
市民代表	今西 良一	赤間地区コミュニティ運営協議会会長
市民代表	岡野 直	公募委員
市民代表	早川 和子	公募委員

合計 10名

_____が新任。任期は H20. 6. 23～H21. 7. 31

旧任	平田 利之	赤間地区コミュニティ運営協議会会長
----	-------	-------------------

宗像市スポーツ振興審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項及び第5項の規定に基づき、スポーツ振興審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市にスポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育関係機関を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(平16条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第33号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。